

脚立作業を見直そう！！

－脚立作業による墜落災害事例とリスク低減対策－

渋谷労働基準監督署

当署管内において、平成21年は脚立による墜落災害が多業種に渡って15件発生（発生状況参照）しており、被災の程度では8割が休業1ヶ月以上と重篤であり、中には立木の剪定作業中に墜落し死亡した事例や脚立上でトラックの荷台から材料を降ろす際に墜落し頸髄不全損傷により下半身麻痺で仕事復帰困難という事例も発生しています。

このため、事業場において脚立を使用している場合は、労働災害が発生する前に、裏面のリスク低減対策を参考に、労働者が安心して作業できる環境となるよう安全対策を実施してください。

発生日	業種	被災者	発生状況
1月	商業	年齢：60歳代 性別：女性 経験：16年	売店でお客様の注文があり、高さ約60cmの脚立上に乗りタバコの箱を取ったところ、バランスを崩して墜落し、その際レジに足を強打した。（休業11日）
2月	商業	年齢：60歳代 性別：男性 経験：1年	敷地内にある植木の剪定作業中に、高さ約1.2mの脚立上から墜落した。（休業4ヶ月）
2月	建設業	年齢：60歳代 性別：男性 経験：45年	工事現場でトラックの荷台に積んである鉄筋を取るため、高さ約1.2mの脚立に上がった際に墜落し、首の骨を骨折した。（職場復帰困難）
2月	商業	年齢：60歳代 性別：男性 経験：6年	壁隙間のコーキング作業中、高さ2.1mの脚立上に乗って高所の目地を埋めるため手を伸ばして作業していたところ、バランスを崩し、脚立が倒れるとともに墜落して右足半月板等を強打した。（休業1ヶ月）
2月	商業	年齢：50歳代 性別：女性 経験：1ヶ月	店舗内にて、5段式脚立をロッカーに立てかけ3段目（高さ約70cm）に乗り、ロッカー上の商品を取ろうとしたところ、バランスを崩して墜落し、頭部を床に強打した。（休業11日）
3月	製造業	年齢：40歳代 性別：男性 経験：6年	住宅の外壁に設置してあるガス器具を点検するため、高さ約1.4mの脚立を据え付け上った際に、据付面が傾斜していたため脚立が倒れるとともに墜落した。（休業1ヶ月）
4月	商業	年齢：50歳代 性別：男性 経験：26年	ベランダに植木を載せるため、地上に脚立を設置し、高さ約2mのところ片方の足をベランダの庇に掛け作業していたところ、バランスを崩して墜落し、腰を強打した。（休業3ヶ月）
4月	農業	年齢：50歳代 性別：男性 経験：30年	庭木の剪定作業を高さ約2.5mの脚立上で行っていたところ、バランスを崩し、脚立が倒れるとともに墜落して腰などを強打した。（休業1ヶ月）
7月	飲食店	年齢：20歳代 性別：男性 経験：1年	店内の壁にある照明の電球を交換するため、高さ約90cmの脚立上で作業を行っていたところ、開き止めストッパーが壊れ、その際、脚立の落下とともに墜落し、足首を骨折した。（休業1ヶ月）
7月	その他の事業	年齢：20歳代 性別：男性 経験：2年	天井にスピーカーを取り付けるため、高さ約1.2mの脚立上に乗り作業中、予想外の重量によりバランスを崩して墜落し、手首等を複雑骨折した。（休業2ヶ月）
8月	商業	年齢：20歳代 性別：男性 経験：2ヶ月	掲示板のポスターが剥がれていたため、高さ約90cmの脚立上で作業を行っていたところ脚部が砂利上であったことから傾き、その際、バランスを崩して墜落し、右足を骨折した。（休業40日）
9月	商業	年齢：30歳代 性別：男性 経験：5ヶ月	天井にある空調機の修理作業を高さ1.98mの脚立天板上で座って行っていたところ、バランスを崩し、脚立が倒れるとともに床上に墜落し、肘を骨折した。（休業18日）
9月	建設業	年齢：40歳代 性別：男性 経験：1年	倉庫内で棚上の商品を整理するため、高さ約70cmの脚立上で作業をしていたところ、バランスを崩して墜落し、足を骨折した。（休業1ヶ月半）

発生日	業種	被災者	発生状況
10月	教育業	年齢：60歳代 性別：男性 経験：4年	グラウンドにおいて樹木の剪定作業を高さ4.2mある脚立の2.7mの位置に乗り行っていたところ、切断した枝が被災者側に落ちて来た瞬間バランスを崩して地面上に墜落し、頭部と胸部を強打した。 (発生より1週間後死亡)
11月	商業	年齢：30歳代 性別：男性 経験：16年	高さ約4mあるクリスマスツリーの装飾作業を高さ約2.5mの三脚脚立上で行っていたところ、脚立のバランスが崩れて倒れ、その際、床上に墜落し、足を骨折した。 (休業3ヶ月)

脚立作業におけるリスク低減対策

脚立作業におけるリスク低減対策は、優先順位1より順次検討し、実施してください。

[優先順位1]

まず、脚立作業等による高所作業を行わない方法（以下作業例を参照）を検討する。

- ① 棚上やロッカー上など、脚立等を使用しなければ作業できない高所に物品を置かない
- ② 立木の剪定作業は、地上から高枝剪定ばさみなどを使用する
- ③ トラックの荷台から材料を降ろす際は、フォークリフトを使用する
- ④ 天井の電球交換作業は、床上から電球交換アームを使用する
- ⑤ クリスマスツリーの飾り付け作業は、木を床上に寝かせ取り付けしてから立てる
- ⑥ 高所の窓拭き作業は、床上からロングモップを使用する
- ⑦ 危険を伴う作業は専門業者に依頼する

[優先順位2]

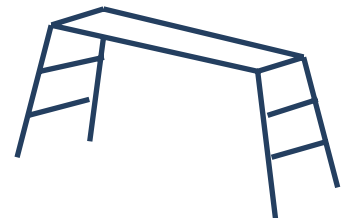
優先順位1により検討したが、高所作業を行わないと作業ができない場合は、当該作業に適した、より安定性の良い設備（以下設備例参照）を使用する。

- ① 鋼管足場（わく組足場、単管本足場）
- ② 移動式足場（ローリングタワーなど）
- ③ 高所作業車
- ④ 高所作業台
- ⑤ 移動式足場台（立馬など 右図参照）
- ⑥ ステップ付き踏み台（2段～3段 右図参照）
- ⑦ 踏み台（低所作業用）
- ⑧ 脚立（狭隘な場所など上記設備の使用が困難な場合に限り）

ステップ付き
踏み台



移動式足場台



※ 労働安全衛生規則第518条により、高さが2m以上の箇所で作業を行なう場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが定められているため、作業床のない脚立は使用できないことに留意する。

[優先順位3]

設備を使用して高所作業を行う場合は、墜落する可能性があるため、管理的な対策を実施する。

- ① 高所作業標準の作成
作業標準には、作業責任者の指名及び職務、作業方法の決定と周知、適正な設備の選定、作業開始前点検の実施、作業場所内への立入禁止（設備に接触されることによる墜落、設備倒壊時における二次災害防止）、履物の指定（靴底が滑りにくいもの）、保護帽・安全帯の使用、作業中の注意事項（不良設備の使用禁止、工具等を手に持った状態での昇降禁止等）などを明記する。
- ② 安全衛生教育の実施
高所作業標準による関係者への教育を実施し、安全作業を徹底する。

[優先順位4]

高所作業において、万が一墜落災害が発生した場合に身体への衝撃軽減を図ため、保護具を使用する。

- ① 保護帽（○墜落用 ×飛来・落下用、耐用年数3年～5年（材質により違う））
- ② 安全帯（損傷等がないもの）